

余市商工会議所特定退職金共済規程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は、余市商工会議所（以下「商工会議所」という。）が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、商工業者の従業員について実施する退職金共済の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

第 2 条 (定 義)

この規程で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。

- 2 この規程で「退職金共済契約」とは事業主が商工会議所に掛金を納入することを約し、商工会議所が、その事業主の雇用する従業員の退職について、この規程に定めるところにより退職給付金等を支給することを約する契約をいう。
- 3 この規程で「共済契約者」とは、退職金共済契約の当事者である事業主をいう。
- 4 この規程で「被共済者」とは、退職金共済契約により、商工会議所がその者の退職について退職給付金等を支給すべき者をいう。
- 5 この規程で「基本掛金」とは、退職金共済契約に基づき加入した被共済者である期間において払い込む掛金をいう。
- 6 この規程で「過去勤務期間」とは、被共済者となった日の前日まで加入事業主のもとで引き続き勤務した期間（過去勤務期間が10年を超える場合には、10年とする。ただし、本条第10項の過去勤務一括掛金に係るものを除く。）をいう。
- 7 この規程で「過去勤務通算期間」とは、過去勤務期間のうち退職給付金等の額の計算に含める期間をいう。
- 8 この規程で「過去勤務通算月額」とは、過去勤務通算期間に係る掛金月額をいう。
- 9 この規程で「過去勤務掛金」とは、被共済者に係る通算月額、過去勤務通算期間および運用収益（過去勤務通算月額の合計額、過去勤務通算期間および既に払い込まれた掛金の運用利益の状況を基礎として適正に見積もられた金額。）をもとに計算される額をいう。（次項の過去勤務一括掛金を含む。）
- 10 この規程で「過去勤務一括掛金」とは、中小企業退職金共済法第17条第 1 項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される額、および所得税法施行令第73条第 1 項第 7 号ハ（3）に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体（所得税法施行令第73条第 1 項の規定に基づき税務署長の承認を受けた団体をいう。以下、同じ。）より引き渡される資産総額に相当する額をいう。
- 11 この規程で「引継退職給付金」とは、所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ホの規定により被共済者が他の共済契約者に係る被共済者となったときに引き継がれる退職給付金に相当する額をいう。
- 12 この規程で「引受退職給付金」とは、中小企業退職金共済法第31条第 1 項に規定する契約に基づき独立行政法人勤労者退職金共済機構から引き渡される退職金に相当する額、および所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ハに規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体から引き渡される退職給付金に相当する額をいう。
- 13 この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。

第 2 章 退職金共済契約の成立等

第 3 条 (契約の締結)

商工会議所の地区内に事業所を有する者（以下「事業主」という。）でなければ退職金共済契約（以下「共済契約」という。）を締結することができない。

ただし、商工会議所が特別の事情があると認める者についてはこの限りではない。

- 2 事業主は、つぎの各号に掲げる者を除き、すべての従業員について共済契約を締結しなければならない。
 - (1) すでにこの共済契約の被共済者である者
 - (2) 他の特定退職金共済団体の被共済者である者

- (3) 加入事業主である個人、もしくはこれと生計を一にする親族
- (4) 加入事業主である法人の役員（使用人兼務役員を除く。）
- 3 前項の定めにかかわらず、つぎの各号に掲げる者は、加入させなくてもよいものとする。
 - (1) 期間を定めて雇われている者
 - (2) 季節的な仕事のために雇われている者
 - (3) 試用期間中の者
 - (4) 非常勤の者
 - (5) 休職中の者
- 4 契約の締結にあたっては、基本掛金、過去勤務掛金の額または退職給付金等の額について加入事業主又は被共済者のうち、特定の者について不当に差別的な取扱をしてはならない。

第4条（掛金）

- 共済契約は、被共済者ごとに基本掛金月額、過去勤務通算月額を定めて締結するものとする。
- 2 基本掛金および過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。）は、共済契約者である事業主が全額を負担しなければならない。
 - 3 基本掛金月額は、1口1,000円とし、被共済者1人につき30口30,000円まで加入できるものとする。
 - 4 過去勤務通算月額は、1口1,000円で30口を限度とし、当該月額は、過去勤務期間の通算申込時における基本掛金月額の金額を超えてはならないものとする。ただし、過去勤務一括掛金を除く。
 - 5 掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額（これらの運用による利益を含む。）は共済契約者である事業主に返還しない。

第5条（契約の申込）

- 共済契約の申込は、被共済者となるべき者の意に反して行ってはならず、かつ、被共済者の氏名および基本掛金月額を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込金を添えて、毎月1日から20日までに商工会議所に申し込まなければならない。
- 2 申込金は、申込をした月の翌月の掛金に充当する。

第6条（加入日および契約の成立）

- 商工会議所が、この共済契約の申込を承諾したときは、申込をした月の翌月1日において成立するものとし、かつその日から効力を生ずる。
- 2 商工会議所は、共済契約の成立後、遅滞なく共済契約者を通じて被共済者に「退職金共済制度被共済者証」（以下「被共済者証」という。）を交付するものとする。
 - 3 共済契約の申込の承諾の通知は、被共済者証の交付をもってこれに代えるものとする。
 - 4 共済契約が成立したときは、共済契約者は遅滞なくその旨を被共済者に通知しなければならない。

第3章 基本掛金の払込

第7条（基本掛金の払込）

- 共済契約者は、被共済者の加入日の属する月（以下「加入月」という。）から、被共済者が退職（死亡退職を含む。）した日、または共済契約が解除された日の属する月まで、各月分の基本掛金を毎月払い込まなければならない。
- 2 第2回目以降の基本掛金（加入月の翌月分以降の掛金をいう。）は、翌月分を当月の20日までに別途定める方法により商工会議所に払い込むものとする。

第4章 退職給付金等の支給

第8条（退職給付金の支給）

- 商工会議所は、被共済者が退職したときはその者に退職給付金を支給する。ただし、つぎの各号に該当するときは、それぞれつぎに定めるところによる。
- (1) 被共済者の申出により第26条を適用する場合は、商工会議所は当該引継退職給付金を支給しない。
 - (2) 被共済者の申出により第27条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。
 - (3) 被共済者の申出により第28条を適用する場合は、商工会議所は当該退職給付金に相当する額を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ一括して、遅滞なく引き渡す。
- 2 退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Iに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合は、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につき各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
 - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

第9条（年金の支給）

商工会議所は、被共済者が10年以上にわたりこの共済に加入し退職したときは、その者に対して本人の申出により第8条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

- 2 前項による年金受給者が、当該年金受給中に死亡した場合は、その遺族に対して残余期間の年金に代え、未支払年金現価相当額を一時金で支給する。

第10条（遺族給付金の支給）

商工会議所は、被共済者が死亡により退職したときは、その遺族に遺族給付金を支給する。

- 2 遺族給付金の額は、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。
- 3 引継退職給付金または引受退職給付金がある場合には、前項の規定にかかわらず、前項に定める金額につき各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 引継退職給付金について、基本掛金の払込があった日の属する月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-①に定める金額に基づき、引継退職給付金の額に応じて算出される額
 - (2) 引受退職給付金について、その入金日の属する月の翌月から被共済者となった者が退職した日の属する月までの経過期間に対応する別表Ⅴ-1-②に定める金額に基づき、引受退職給付金の額に応じて算出される額

第11条（遺族の範囲および順位）

第9条および第10条に定める遺族は、つぎの各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、被共済者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、被共済者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族給付金、あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の実父母の順とする。
 - 3 前項の規定により、遺族給付金あるいは未支払年金現価を受けるべき遺族の同順位者が2人以上あるときは、その金額は、その人数によって等分して支給する。

第12条（退職給付金の減額）

商工会議所は、被共済者がその責に帰すべきつぎの各号の一つに該当する事由により退職し、かつ共済契約者の申出があつた場合においては、退職給付金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く）を減額して支給する。

- (1) 窃取、横領、傷害、その他刑罰法規に触れる行為により、当該企業に重大な損失を加え、その名誉もしくは信用を著しく損し、または職場規律を著しく乱したとき。
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により、職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱し、または雇用関係に関し、著しく信義に反する行為があつたとき。
- 2 前項に定める退職給付金の減額は、共済契約者の申し出た額によって行うものとする。ただし、商工会議所は、その減額が被共済者にとって過酷であると認めるときは、これを変更することができる。
 - 3 第1項の退職給付金減額の事由および第2項の減額については、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第13条（退職給付金減額の申出）

共済契約者は、前条第 1 項の申出をするときは、つぎに掲げる事項を記載した退職給付金減額申出書を商工会議所へ提出しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 被共済者の氏名
- (3) 減額の理由となる退職事由
- (4) 減額すべき額

2 商工会議所は、前条第 1 項に定める退職給付金の減額を行ったときは、その内容を共済契約者に通知する。

第14条（支給手続）

共済契約者は、被共済者が退職したときは、つぎの書類を商工会議所に提出して、その旨遅滞なく届け出ることを要し、被共済者が第26条、第27条第 3 項および第28条第 2 項の適用を受けることとなる場合を除き、同時に被共済者は共済契約者を通じて退職給付金を請求するものとする。

- (1) 退職通知書
 - (2) 給付金請求書
 - (3) その他商工会議所が必要とする書類
- 2 年金は、受給資格取得後の支払期日より支給する。
 - 3 給付金は、受給手続終了後遅滞なく支給する。

第 5 章 過去勤務期間の通算

第15条（過去勤務期間の通算の申込等）

事業主は、被共済者となるべき従業員（既に被共済者となっている者を含む。）について、過去勤務期間を退職給付金等の計算の基礎に含めることとするときは、当該従業員に係る過去勤務通算期間および過去勤務通算月額を定め、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 前項の申込をする事業主は、従業員が被共済者として適格である者のすべてについて行わなければならない。
- 3 過去勤務通算期間に年未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て、年単位とする。
- 4 第 1 項の申込は、共済契約の締結時に限るものとする。
- 5 第 1 項の申込およびその効力については、第 5 条および第 6 条の定めを準用する。
- 6 過去勤務通算期間および過去勤務通算月額は商工会議所が申込を受諾した後は変更することはできない。

第16条（過去勤務掛金の払込および払込期間）

事業主が第15条に基づく過去勤務期間の通算の申込を行った場合は、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後 5 年を経過する日までの期間の月数（過去勤務通算期間が 5 年未満であるときは、当該過去勤務通算期間の月数とする。）で均分した額を過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）として毎月払い込まなければならない。

この場合、過去勤務掛金の払込にあたっては、第 4 条に定める掛金と同時に払い込むこととする。

- 2 前項にかかわらず、被共済者が当該 5 年を経過する日前に退職をすることとされているときは、その申込の効力が生ずることとなった日の翌日から同日以後当該退職をすることとされている日までの期間の月数とする。
- 3 過去勤務掛金の払込期間の中途において被共済者が退職（死亡退職を含む。）したとき、または共済契約が解除された場合は、その退職または解除の日の属する月まで過去勤務掛金を払い込むものとする。
- 4 過去勤務一括掛金については、共済契約者が負担する過去勤務通算期間に対応する掛金として一括して引渡を受けるものとする。
- 5 前項の過去勤務一括掛金のうち、所得税法施行令第73条第 1 項第 7 号ハ(3)に規定する契約に基づき他の特定退職金共済団体より引き渡される資産総額に相当する額については、以下の条件を全て満たすものとする。
 - (1) 当該他の特定退職金共済団体の共済契約者であった者が、当該他の特定退職金共済団体との共済契約解除後、直ちにこの共済契約の共済契約者になっていること。
 - (2) この共済契約の共済契約者となった後、直ちに商工会議所を経由して当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
 - ①申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
 - ②当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を商工会議所に引き渡すことを申し出る旨
 - ③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が当該他の特

定退職金共済団体との共済契約の解除をした年月日

④商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を商工会議所と締結した年月日

⑤その他参考となるべき事項

第17条（退職給付金の支給の特例）

過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払込が完了した被共済者の第8条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第8条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第8条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

（1）基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

（2）過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第18条（年金の支給の特例）

過去勤務掛金の払込が完了した被共済者については、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間が10年以上であれば、本人の申出により第17条に定める退職給付金に代え、別表Ⅲにより算出される10年を支給期間とした年金を支給する。

第19条（遺族給付金の支給の特例）

過去勤務掛金（過去勤務一括掛金を除く。以下、本条において同じ。）の払込が完了した被共済者の第10条第2項に定める額は、基本掛金の払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額とする。

また、過去勤務一括掛金の引渡を受けた被共済者に係る第10条第2項に定める額は、同項に定める額に、基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅴ-2に定める金額に基づき過去勤務通算期間を基礎とした当該過去勤務一括掛金の額に応じて算出される額を加算した額とする。

2 過去勤務掛金を払込中の被共済者の第10条第2項に定める額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。

（1）基本掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額

（2）過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅱに定める金額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

第6章 契約の解除

第20条（契約の解除）

商工会議所または共済契約者は、本条第2項、第3項または第4項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。

2 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。

（1）共済契約者が、第7条および第16条に定める掛金の払込を怠ったとき。

ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。

（2）共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。

（1）被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。

（2）被共済者が、第3条第2項第3号および第4号に該当する者となったとき。

（3）被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。

（4）被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。

4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。

（1）被共済者の同意を得たとき。

（2）掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。

- (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。
- 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。
- 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。

第21条（契約解除の手続）

商工会議所は、共済契約を解除するときは、解除の理由を付してその旨を共済契約者に通知するものとする。

- 2 共済契約者は、前条第3項第1号、第2号ならびに第4項第1号に該当する事実が発生したときは、遅滞なくその旨を証する書類を添え、商工会議所に通知しなければならない。
- 3 共済契約者は、前条第4項第2号の定めにより共済契約を解除するときは、同号に掲げる事情があることを証する書類を添え、その旨を商工会議所に申し出なければならない。
- 4 共済契約者は、前条第4項第3号に該当する場合は、その旨を商工会議所に申し出るとともに、当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者となった後、直ちに当該他の特定退職金共済団体を經由して商工会議所へつぎに定める事項を記載した申出書を提出すること。
- (1) 申出をする共済契約者の氏名または名称および住所
- (2) 当該共済契約者に係る資産総額に相当する額を当該他の特定退職金共済団体に引き渡すことを申し出る旨
- (3) 商工会議所の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が商工会議所との共済契約の解除をした年月日
- (4) 当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地ならびに申出をする共済契約者が共済契約を当該他の特定退職金共済団体と締結した年月日
- (5) その他参考となるべき事項

第22条（解約手当金）

共済契約が解除されたときは、商工会議所は被共済者に解約手当金を支給する。ただし、前条第4項に該当する場合は、当該解約手当金を当該他の特定退職金共済団体へ一括して、遅滞なく引き渡す。

- 2 解約手当金の額は、第8条に定める退職給付金の額（過去勤務期間を通算した被共済者については、第17条により計算される金額。）と同額とする。
- 3 第20条第3項第3号の定めにより共済契約が解除されたときは、特別の事情がある場合を除き、前項の定めにかかわらず解約手当金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。）は支給しない。
- 4 商工会議所は、前項の特別の事情がある場合は、解約手当金（第8条第3項第1号および第2号に係る部分を除く。）の額を減額して支給する。
- 5 商工会議所は、前項により解約手当金を支給する場合は、その特別の事情および減額すべき金額について、退職金共済審査会の議を経なければならない。

第7章 加入口数の変更

第23条（加入口数の変更）

商工会議所は、共済契約者から加入口数の増口の申込があったときは、被共済者1人につき増口後の口数30口を限度として、これを承諾するものとする。

ただし、第2項の減口を行った場合については、減口を行った時点での事由が解消した場合に限るものとする。

- 2 減口については被共済者の承諾および事情を明らかにした書類を添付し、商工会議所が認めた場合に限るものとする。
- 3 加入口数変更の時期は、毎月1日に限るものとし、将来に向かって効力を生じるものとする。

第24条（加入口数の変更の手続）

共済契約者は、加入口数変更の申込をするときは、被共済者の氏名および変更する加入口数を明らかにし、商工会議所に申し込まなければならない。

- 2 第6条の定めは、加入口数の変更について準用する。

第25条（加入口数変更による給付額の算出方法）

加入口数の変更による給付額は、変更分口数について、口数変更時からの加入期間により第8条、第9条および第10条に定める方法に準じて算出する。

第 8 章 退職金共済制度内における通算

第26条（退職金共済制度内における通算）

商工会議所は、退職した被共済者が所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ホに規定する以下の条件を全て満たす場合に、当該被共済者に係る退職給付金に相当する額を引継退職給付金として引き継ぐ。

- (1) 退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
- (2) この共済契約の被共済者であること。
- (3) 共済契約者を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および被共済者証の写しを提出すること。
 - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ②当該申出をする被共済者を雇用する所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ホに規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ホの規定に従い同号ホに規定する引継退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所
- ④③における退職の年月日

第 9 章 他の退職金共済制度との通算

第27条（他の特定退職金共済制度との通算）

商工会議所は、特定退職金共済制度間の通算規定を有する他の特定退職金共済団体との間において、所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ハに規定する契約を締結している場合において、つぎに定めるところにより、退職給付金に相当する額を受け入れ、および引き渡す。

- 2 受入は以下の条件を全て満たす場合に取扱う。
 - (1) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) この共済契約の被共済者であること。
 - (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、当該他の特定退職金共済団体へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および当該他の特定退職金共済団体の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
 - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ②当該申出をする被共済者に係る商工会議所の所得税法施行令第73条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③商工会議所の名称および所在地
 - ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る当該他の特定退職金共済団体の共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所
 - ⑤④における退職の年月日
- 3 引渡は以下の条件を全て満たす場合に取扱う。
 - (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) 当該他の特定退職金共済団体が実施する特定退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
 - (3) 当該他の特定退職金共済団体を経由して退職の日の翌日から起算して 2 年以内に、商工会議所へつぎに定める事項を記載した通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出をする被共済者が所得税法施行令第73条第 1 項第 8 号ハに規定するその退職につき共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる被共済者であったことを証する書類を提出すること。
 - ①当該申出をする被共済者の氏名および住所
 - ②当該申出をする被共済者に係る当該他の特定退職金共済団体の所得税法施行令第73条第 1 項第 1 号に規定する共済契約者の氏名または名称および住所
 - ③当該他の特定退職金共済団体の名称および所在地

- ④当該申出をする被共済者を雇用していた共済契約者（当該申出をする被共済者がその退職につき所得税法施行令第73条第1項第8号ハの規定に従い同号ハに規定する退職給付金の請求をしなかった場合における当該退職に係る商工会議所の共済契約者（共済契約者であった者を含む））の氏名または名称および住所

⑤④における退職の年月日

第28条（中小企業退職金共済制度との通算）

商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第31条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職金に相当する額を受け入れる。

- (1) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約に基づき退職金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) この共済契約の被共済者であること。
 - (3) 商工会議所を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、独立行政法人勤労者退職金共済機構へ通算の申出書および中小企業退職金共済制度の共済手帳を提出すること。
- 2 商工会議所は、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間において、中小企業退職金共済法第30条第1項に規定する契約を締結している場合において、つぎに定める条件を全て満たす場合に、退職給付金に相当する額を引き渡す。
- (1) この共済契約に基づき退職給付金の支給を受けることができる者であり、かつ、その請求をしていないこと。
 - (2) 中小企業退職金共済制度に係る共済契約の被共済者であること。
 - (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構を経由して退職の日の翌日から起算して2年以内に、商工会議所へ通算の申出書および商工会議所の被共済者証その他の当該申出を行う被共済者が中小企業退職金共済法第30条第1項に規定するその退職につき退職金の支給を受けることができる者であることを証する書類を提出すること。

第10章 管 理

第29条（退職金共済の事務）

退職金共済事業に関する事務は、商工会議所事務局において取扱う。

第30条（会計処理）

商工会議所の退職金共済事業に関する経理は、退職金共済事業特別会計とし、他の経理と区分して処理する。

第31条（資産の運用）

商工会議所は、自己を契約者および受取人、被共済者を被保険者として、生命保険会社との間に新企業年金保険契約を締結し、掛金として払い込まれた金額および引受退職給付金の額から退職金共済事業を行う商工会議所の事務に要する経費として、通常必要な金額を控除した残額を新企業年金保険契約に基づく保険料として払い込み、その運用を委託する。

- 2 前項の保険契約の積立金は、これを担保に供したり、また貸し付けたりすることができない。

第32条（退職金共済審査会）

商工会議所に退職金共済審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、この規程において審査会の権限として定めている事項について審査する。
- 3 審査会の委員は、商工会議所会頭が委嘱する。

第11章 雑 則

第33条（加入期間の計算）

退職給付金等の計算基準となる加入期間は、掛金の払込開始月から起算し、掛金の最終払込月までとする。

第34条（退職給付金等の端数処理）

退職給付金等の計算において、円未満の端数が生じたときは、円未満を四捨五入する。

第35条（譲渡・担保の禁止）

この契約に基づく給付を受ける権利は、これを譲渡し、または、担保の目的に供することはできない。

第36条（報告等）

商工会議所は、この規程による業務の執行に必要な限度において、共済契約者に対して報告を求めることができる。

- 2 共済契約者は、その氏名、名称もしくは住所または被共済者の氏名に変更があったときは、その旨を商工会議所に届け出なければならない。
- 3 共済契約者は、第20条第3項第1号、第2号および第3号に該当する事実が発生したときは遅滞なくその旨を商工会議所に通知しなければならない。

第37条（退職給付金等の返還）

偽りその他の不正行為により退職給付金および解約手当金の支給を受けた者がある場合は、商工会議所は、その者から当該金額を返還させるものとする。この場合において、その支給が当該共済契約者の虚偽の証明または届出によるものであるときは、商工会議所は、その者に対して支給を受けた者と連帯して、当該金額を返還させる。

第38条（規程の変更および廃止）

この規程の変更および廃止については、商工会議所常議員会の議を経なければならない。

- 2 現在の金利水準が将来変更を生じ、この退職金共済事業に影響を与える場合には、商工会議所常議員会の議を経て、別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額を改訂するものとする。

付 則

第 1 条 (実施時期)

この規程は、昭和 50 年 6 月 1 日から実施する。

第 2 条 (過去勤務期間の通算の経過措置)

昭和 57 年 4 月 1 日現在 (過去勤務期間の通算規定実施日)、共済契約を締結している事業主にあっては、第 15 条第 4 項にかかわらず、過去勤務期間の通算規定実施日以後 2 年以内の期間に限り、過去勤務期間の通算の申込をすることができるものとする。

この場合、過去勤務掛金は当該被共済者の基本掛金の既払込期間に応じ、第 4 条第 4 項の定めに従って計算された別に定める額とする。

- 2 過去勤務通算月額が共済契約締結時の基本掛金月額を超える場合の第 8 条第 2 項に定める退職給付金の額は、つぎの各号に定める額を合算して得た額とする。
 - (1) 当該超える金額に係る過去勤務掛金の払込期間に対応する別表 I に定める金額に基づき当該超える金額に係る過去勤務通算月額に応じて算出される額に、過去勤務掛金の払込完了の日の翌月から退職時までの経過期間に応じ所定の利息を付した額
 - (2) 共済契約締結時の基本掛金月額を過去勤務通算月額として第 17 条第 1 項により算出された退職給付金の額

第 3 条 (加入口数の減口の実施時期)

平成 11 年 9 月 1 日

第 4 条 (別表 I・別表 II・別表 III・別表 IV および別表 V の金額改訂に伴う経過措置)

別表 I・別表 II・別表 III・別表 IV および別表 V の金額の改訂をしたことに伴い、当該改訂日 (以後「改訂日」という。) 前の被共済者については、経過措置を設けるものとする。

- 2 「第 4 章退職給付金等の支給」に関する経過措置
 - (1) 退職給付金等の額は、第 8 条第 2 項の定めにかかわらず、つぎに定める額を合算して得た額とする。
 - ① 加入月 (または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。) から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額 (引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。) に改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表 IV に定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
 - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
 - (2) 遺族給付金の額は、第 10 条第 2 項の定めにかかわらず前号の額に基本掛金 1 口について 10,000 円を加算した額とする。
 - (3) 年金の額は、第 9 条の定めにかかわらず、前第 1 号に準じて算出した額とする。
- 3 「第 5 章過去勤務期間の通算」に関する経過措置
第 17 条、第 18 条および第 19 条の定めにかかわらず、つぎの取扱いを行なうものとする。
 - (1) 過去勤務掛金の払込が完了した被共済者の退職給付金の額は、つぎに定める額を合算して得た額とする。
 - ① 加入月 (または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。) から改訂日前日の月までの基本掛金の既払込期間に過去勤務通算期間を加算した期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額 (引継退職給付金および引受退職給付金をその基礎に含む。) に、改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表 IV に定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額
 - ② 改訂月から退職月までの基本掛金の払込期間に対応する別表 I に定める額に基づき、基本掛金月額に応じて算出される額
 - (2) 過去勤務掛金を払込中の被共済者の退職給付金の額は、基本掛金の払込期間に応じて、前項に基づいて算出した額に、つぎの金額を加算した額とする。
 - ① 過去勤務掛金の払込月 (または既に改訂を行なっている場合は、前回の改訂月。) から改訂日前日の月までの過去勤務掛金の払込期間に応じた各被共済者毎の退職給付金相当額を改訂月から退職月までの経過期間に対応する別表 IV に定める金額に基づき、当該退職給付金相当額に応じて算出される額

② 過去勤務掛金の改訂月から退職月までの過去勤務掛金の払込期間に対応する別表Ⅰに定める額に基づき、過去勤務通算月額に応じて算出される額

(3) 遺族給付金の額は、前第1号または前第2号の額に基本掛金1口について10,000円を加算した額とする。

(4) 年金の額は、前第1号または前第2号に準じて算出した額とする。

第5条 (別表Ⅰ・別表Ⅱ・別表Ⅲ・別表Ⅳおよび別表Ⅴの金額改訂の実施時期)

平成21年6月1日

平成23年6月1日

令和元年6月1日

令和3年6月1日

第6条 (退職金共済制度内における通算の実施時期)

平成14年1月1日

第7条 (改訂の実施時期)

この規程は、令和3年6月1日から一部改訂実施する。

退職給付金額表

(払方： 月払

掛金： 1,000円)

別表 I

(単位：円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	940	1,880	2,820	3,760	4,700	5,640	6,580	7,520	8,460	9,410	10,350	11,290
1	12,230	13,180	14,120	15,060	16,000	16,950	17,890	18,840	19,780	20,720	21,670	22,610
2	23,560	24,500	25,450	26,390	27,340	28,290	29,230	30,180	31,130	32,070	33,020	33,970
3	34,910	35,860	36,810	37,760	38,700	39,650	40,600	41,550	42,500	43,450	44,400	45,350
4	46,300	47,250	48,200	49,150	50,100	51,050	52,000	52,950	53,900	54,850	55,800	56,750
5	57,710	58,660	59,610	60,560	61,520	62,470	63,420	64,380	65,330	66,280	67,240	68,190
6	69,150	70,100	71,060	72,010	72,970	73,920	74,880	75,830	76,790	77,740	78,700	79,660
7	80,610	81,570	82,530	83,490	84,440	85,400	86,360	87,320	88,280	89,230	90,190	91,150
8	92,110	93,070	94,030	94,990	95,950	96,910	97,870	98,830	99,790	100,750	101,710	102,680
9	103,640	104,600	105,560	106,520	107,480	108,450	109,410	110,370	111,340	112,300	113,260	114,230
10	115,190	116,160	117,120	118,080	119,050	120,010	120,980	121,940	122,910	123,880	124,840	125,810
11	126,770	127,740	128,710	129,670	130,640	131,610	132,580	133,540	134,510	135,480	136,450	137,420
12	138,390	139,360	140,320	141,290	142,260	143,230	144,200	145,170	146,140	147,110	148,090	149,060
13	150,030	151,000	151,970	152,940	153,910	154,890	155,860	156,830	157,800	158,780	159,750	160,720
14	161,700	162,670	163,650	164,620	165,590	166,570	167,540	168,520	169,490	170,470	171,450	172,420
15	173,400	174,370	175,350	176,330	177,300	178,280	179,260	180,240	181,210	182,190	183,170	184,150
16	185,130	186,110	187,080	188,060	189,040	190,020	191,000	191,980	192,960	193,940	194,920	195,900
17	196,880	197,870	198,850	199,830	200,810	201,790	202,770	203,760	204,740	205,720	206,710	207,690
18	208,670	209,660	210,640	211,620	212,610	213,590	214,580	215,560	216,550	217,530	218,520	219,500
19	220,490	221,480	222,460	223,450	224,430	225,420	226,410	227,400	228,380	229,370	230,360	231,350
20	232,340	233,320	234,310	235,300	236,290	237,280	238,270	239,260	240,250	241,240	242,230	243,220
21	244,210	245,200	246,190	247,190	248,180	249,170	250,160	251,150	252,150	253,140	254,130	255,120
22	256,120	257,110	258,100	259,100	260,090	261,090	262,080	263,080	264,070	265,070	266,060	267,060
23	268,050	269,050	270,050	271,040	272,040	273,040	274,030	275,030	276,030	277,020	278,020	279,020
24	280,020	281,020	282,020	283,010	284,010	285,010	286,010	287,010	288,010	289,010	290,010	291,010
25	292,010	293,010	294,020	295,020	296,020	297,020	298,020	299,030	300,030	301,030	302,030	303,040
26	304,040	305,040	306,050	307,050	308,050	309,060	310,060	311,070	312,070	313,080	314,080	315,090
27	316,090	317,100	318,110	319,110	320,120	321,130	322,130	323,140	324,150	325,160	326,160	327,170
28	328,180	329,190	330,200	331,210	332,220	333,220	334,230	335,240	336,250	337,260	338,270	339,280
29	340,300	341,310	342,320	343,330	344,340	345,350	346,370	347,380	348,390	349,400	350,420	351,430
30	352,440	353,460	354,470	355,480	356,500	357,510	358,530	359,540	360,560	361,570	362,590	363,600
31	364,620	365,630	366,650	367,670	368,680	369,700	370,720	371,740	372,750	373,770	374,790	375,810
32	376,820	377,840	378,860	379,880	380,900	381,920	382,940	383,960	384,980	386,000	387,020	388,040
33	389,060	390,080	391,110	392,130	393,150	394,170	395,190	396,220	397,240	398,260	399,280	400,310
34	401,330	402,350	403,380	404,400	405,430	406,450	407,480	408,500	409,530	410,550	411,580	412,600
35	413,630	414,660	415,680	416,710	417,740	418,760	419,790	420,820	421,850	422,870	423,900	424,930
36	425,960	426,990	428,020	429,050	430,080	431,100	432,130	433,160	434,200	435,230	436,260	437,290
37	438,320	439,350	440,380	441,410	442,450	443,480	444,510	445,540	446,580	447,610	448,640	449,680
38	450,710	451,740	452,780	453,810	454,850	455,880	456,920	457,950	458,990	460,020	461,060	462,100
39	463,130	464,170	465,210	466,240	467,280	468,320	469,350	470,390	471,430	472,470	473,510	474,550
40	475,580	476,620	477,660	478,700	479,740	480,780	481,820	482,860	483,900	484,940	485,990	487,030
41	488,070	489,110	490,150	491,200	492,240	493,280	494,320	495,370	496,410	497,450	498,500	499,540
42	500,580	501,630	502,670	503,720	504,760	505,810	506,850	507,900	508,950	509,990	511,040	512,080
43	513,130	514,180	515,230	516,270	517,320	518,370	519,420	520,470	521,510	522,560	523,610	524,660
44	525,710	526,760	527,810	528,860	529,910	530,960	532,010	533,060	534,110	535,160	536,220	537,270
45	538,320	539,370	540,420	541,480	542,530	543,580	544,640	545,690	546,740	547,800	548,850	549,910
46	550,960	552,020	553,070	554,130	555,180	556,240	557,290	558,350	559,410	560,460	561,520	562,580
47	563,630	564,690	565,750	566,810	567,860	568,920	569,980	571,040	572,100	573,160	574,220	575,280
48	576,340	577,400	578,460	579,520	580,580	581,640	582,700	583,760	584,820	585,890	586,950	588,010
49	589,070	590,140	591,200	592,260	593,330	594,390	595,450	596,520	597,580	598,650	599,710	600,780

遺族給付金額表

(払方 : 月払

掛金 : 1,000円)

別表Ⅱ

(単位 : 円)

年\月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	10,940	11,880	12,820	13,760	14,700	15,640	16,580	17,520	18,460	19,410	20,350	21,290
1	22,230	23,180	24,120	25,060	26,000	26,950	27,890	28,840	29,780	30,720	31,670	32,610
2	33,560	34,500	35,450	36,390	37,340	38,290	39,230	40,180	41,130	42,070	43,020	43,970
3	44,910	45,860	46,810	47,760	48,700	49,650	50,600	51,550	52,500	53,450	54,400	55,350
4	56,300	57,250	58,200	59,150	60,100	61,050	62,000	62,950	63,900	64,850	65,800	66,750
5	67,710	68,660	69,610	70,560	71,520	72,470	73,420	74,380	75,330	76,280	77,240	78,190
6	79,150	80,100	81,060	82,010	82,970	83,920	84,880	85,830	86,790	87,740	88,700	89,660
7	90,610	91,570	92,530	93,490	94,440	95,400	96,360	97,320	98,280	99,230	100,190	101,150
8	102,110	103,070	104,030	104,990	105,950	106,910	107,870	108,830	109,790	110,750	111,710	112,680
9	113,640	114,600	115,560	116,520	117,480	118,450	119,410	120,370	121,340	122,300	123,260	124,230
10	125,190	126,160	127,120	128,080	129,050	130,010	130,980	131,940	132,910	133,880	134,840	135,810
11	136,770	137,740	138,710	139,670	140,640	141,610	142,580	143,540	144,510	145,480	146,450	147,420
12	148,390	149,360	150,320	151,290	152,260	153,230	154,200	155,170	156,140	157,110	158,090	159,060
13	160,030	161,000	161,970	162,940	163,910	164,890	165,860	166,830	167,800	168,780	169,750	170,720
14	171,700	172,670	173,650	174,620	175,590	176,570	177,540	178,520	179,490	180,470	181,450	182,420
15	183,400	184,370	185,350	186,330	187,300	188,280	189,260	190,240	191,210	192,190	193,170	194,150
16	195,130	196,110	197,080	198,060	199,040	200,020	201,000	201,980	202,960	203,940	204,920	205,900
17	206,880	207,870	208,850	209,830	210,810	211,790	212,770	213,760	214,740	215,720	216,710	217,690
18	218,670	219,660	220,640	221,620	222,610	223,590	224,580	225,560	226,550	227,530	228,520	229,500
19	230,490	231,480	232,460	233,450	234,430	235,420	236,410	237,400	238,380	239,370	240,360	241,350
20	242,340	243,320	244,310	245,300	246,290	247,280	248,270	249,260	250,250	251,240	252,230	253,220
21	254,210	255,200	256,190	257,190	258,180	259,170	260,160	261,150	262,150	263,140	264,130	265,120
22	266,120	267,110	268,100	269,100	270,090	271,090	272,080	273,080	274,070	275,070	276,060	277,060
23	278,050	279,050	280,050	281,040	282,040	283,040	284,030	285,030	286,030	287,020	288,020	289,020
24	290,020	291,020	292,020	293,010	294,010	295,010	296,010	297,010	298,010	299,010	300,010	301,010
25	302,010	303,010	304,020	305,020	306,020	307,020	308,020	309,030	310,030	311,030	312,030	313,040
26	314,040	315,040	316,050	317,050	318,050	319,060	320,060	321,070	322,070	323,080	324,080	325,090
27	326,090	327,100	328,110	329,110	330,120	331,130	332,130	333,140	334,150	335,160	336,160	337,170
28	338,180	339,190	340,200	341,210	342,220	343,220	344,230	345,240	346,250	347,260	348,270	349,280
29	350,300	351,310	352,320	353,330	354,340	355,350	356,370	357,380	358,390	359,400	360,420	361,430
30	362,440	363,460	364,470	365,480	366,500	367,510	368,530	369,540	370,560	371,570	372,590	373,600
31	374,620	375,630	376,650	377,670	378,680	379,700	380,720	381,740	382,750	383,770	384,790	385,810
32	386,820	387,840	388,860	389,880	390,900	391,920	392,940	393,960	394,980	396,000	397,020	398,040
33	399,060	400,080	401,110	402,130	403,150	404,170	405,190	406,220	407,240	408,260	409,280	410,310
34	411,330	412,350	413,380	414,400	415,430	416,450	417,480	418,500	419,530	420,550	421,580	422,600
35	423,630	424,660	425,680	426,710	427,740	428,760	429,790	430,820	431,850	432,870	433,900	434,930
36	435,960	436,990	438,020	439,050	440,080	441,100	442,130	443,160	444,200	445,230	446,260	447,290
37	448,320	449,350	450,380	451,410	452,450	453,480	454,510	455,540	456,580	457,610	458,640	459,680
38	460,710	461,740	462,780	463,810	464,850	465,880	466,920	467,950	468,990	470,020	471,060	472,100
39	473,130	474,170	475,210	476,240	477,280	478,320	479,350	480,390	481,430	482,470	483,510	484,550
40	485,580	486,620	487,660	488,700	489,740	490,780	491,820	492,860	493,900	494,940	495,990	497,030
41	498,070	499,110	500,150	501,200	502,240	503,280	504,320	505,370	506,410	507,450	508,500	509,540
42	510,580	511,630	512,670	513,720	514,760	515,810	516,850	517,900	518,950	519,990	521,040	522,080
43	523,130	524,180	525,230	526,270	527,320	528,370	529,420	530,470	531,510	532,560	533,610	534,660
44	535,710	536,760	537,810	538,860	539,910	540,960	542,010	543,060	544,110	545,160	546,220	547,270
45	548,320	549,370	550,420	551,480	552,530	553,580	554,640	555,690	556,740	557,800	558,850	559,910
46	560,960	562,020	563,070	564,130	565,180	566,240	567,290	568,350	569,410	570,460	571,520	572,580
47	573,630	574,690	575,750	576,810	577,860	578,920	579,980	581,040	582,100	583,160	584,220	585,280
48	586,340	587,400	588,460	589,520	590,580	591,640	592,700	593,760	594,820	595,890	596,950	598,010
49	599,070	600,140	601,200	602,260	603,330	604,390	605,450	606,520	607,580	608,650	609,710	610,780

年金月額表 別表Ⅲ
 (月払 1,000円)
 (単位:円)

加入年数	年金月額
10	976
11	1,075
12	1,174
13	1,274
14	1,373
15	1,473
16	1,573
17	1,674
18	1,774
19	1,875
20	1,976
21	2,078
22	2,179
23	2,281
24	2,384
25	2,486
26	2,589
27	2,692
28	2,795
29	2,898
30	3,002
31	3,106
32	3,210
33	3,315
34	3,420
35	3,525
36	3,630
37	3,735
38	3,841
39	3,947
40	4,054
41	4,160
42	4,267
43	4,374
44	4,482
45	4,589
46	4,697
47	4,805
48	4,914
49	5,023
50	5,132
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****
***	*****

(A-60-25)

据置額表 別表Ⅳ
 (10,000円 当り)
 (単位:円)

加入年数	据置額
1	10,025
2	10,050
3	10,075
4	10,100
5	10,125
6	10,150
7	10,176
8	10,201
9	10,227
10	10,252
11	10,278
12	10,304
13	10,329
14	10,355
15	10,381
16	10,407
17	10,433
18	10,459
19	10,485
20	10,512
21	10,538
22	10,564
23	10,591
24	10,617
25	10,644
26	10,670
27	10,697
28	10,724
29	10,750
30	10,777
31	10,804
32	10,831
33	10,858
34	10,886
35	10,913
36	10,940
37	10,967
38	10,995
39	11,022
40	11,050
41	11,077
42	11,105
43	11,133
44	11,161
45	11,189
46	11,217
47	11,245
48	11,273
49	11,301
50	11,329

(A-00-0.0025-**-*)

別表V-1-①

(引継退職給付金額 1,000,000 円当り)
(単位：円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	977,437
2	979,881
3	982,330
4	984,786
5	987,248
6	989,716
7	992,191
8	994,671
9	997,158
10	999,651
11	1,002,150
12	1,004,655
13	1,007,167
14	1,009,685
15	1,012,209
16	1,014,739
17	1,017,276
18	1,019,819
19	1,022,369
20	1,024,925
21	1,027,487
22	1,030,056
23	1,032,631
24	1,035,213
25	1,037,801
26	1,040,395
27	1,042,996
28	1,045,604
29	1,048,218
30	1,050,838
31	1,053,465
32	1,056,099
33	1,058,739
34	1,061,386
35	1,064,040
36	1,066,700
37	1,069,366
38	1,072,040
39	1,074,720
40	1,077,407
41	1,080,100
42	1,082,800
43	1,085,507
44	1,088,221
45	1,090,942
46	1,093,669
47	1,096,403
48	1,099,144
49	1,101,892
50	1,104,647

(A-00-0.0025-0-0.025)

別表V-1-②

(引受退職給付金額 1,000,000 円当り)
(単位：円)

経過年数	第8条、第10条に定める金額
1	976,460
2	978,901
3	981,348
4	983,801
5	986,261
6	988,726
7	991,198
8	993,676
9	996,160
10	998,651
11	1,001,148
12	1,003,650
13	1,006,160
14	1,008,675
15	1,011,197
16	1,013,725
17	1,016,259
18	1,018,800
19	1,021,347
20	1,023,900
21	1,026,460
22	1,029,026
23	1,031,598
24	1,034,177
25	1,036,763
26	1,039,355
27	1,041,953
28	1,044,558
29	1,047,169
30	1,049,787
31	1,052,412
32	1,055,043
33	1,057,680
34	1,060,325
35	1,062,975
36	1,065,633
37	1,068,297
38	1,070,968
39	1,073,645
40	1,076,329
41	1,079,020
42	1,081,718
43	1,084,422
44	1,087,133
45	1,089,851
46	1,092,575
47	1,095,307
48	1,098,045
49	1,100,790
50	1,103,542

(A-00-0.0025-1000-0.025)

別表V-2

(過去勤務一括掛金額 1,000,000 円当り)

(単位：円)

基本掛金払込年数	第17条、第19条に定める金額
1	976,460
2	978,901
3	981,348
4	983,801
5	986,261
6	988,726
7	991,198
8	993,676
9	996,160
10	998,651
11	1,001,148
12	1,003,650
13	1,006,160
14	1,008,675
15	1,011,197
16	1,013,725
17	1,016,259
18	1,018,800
19	1,021,347
20	1,023,900
21	1,026,460
22	1,029,026
23	1,031,598
24	1,034,177
25	1,036,763
26	1,039,355
27	1,041,953
28	1,044,558
29	1,047,169
30	1,049,787
31	1,052,412
32	1,055,043
33	1,057,680
34	1,060,325
35	1,062,975
36	1,065,633
37	1,068,297
38	1,070,968
39	1,073,645
40	1,076,329
41	1,079,020
42	1,081,718
43	1,084,422
44	1,087,133
45	1,089,851
46	1,092,575
47	1,095,307
48	1,098,045
49	1,100,790
50	1,103,542